

小矢部市告示第 32 号

おやべ型協働のまちづくり会議設置要綱を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

小矢部市長 桜井 森夫

おやべ型協働のまちづくり会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 市民と行政との協働のまちづくりを目指し、その推進のための基本的な方針や各種施策について意見を聴くこと等を目的として、おやべ型協働のまちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協働会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりを推進するための基本的な方針や各種施策について意見を述べること。
- (2) おやべ型 1%まちづくり事業の審査や検証に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協働会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 有識者 1 名
- (2) 団体推薦者 7 名
- (3) 一般公募者 2 名

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者にあつては、小矢部市在住者から選出する。

3 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協働会議に委員長及び副委員長を置き、委員の中から市長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、協働会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協働会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集する。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 回目の会議は、市長が招集する。

- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 協働会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
(会議の運営)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議において必要があると認める場合は、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議の運営に当たっては、委員の自由な発言を尊重するとともに、各委員の発言の機会を均等に確保し、より多くの意見の表明がなされるよう努めなければならない。

(庶務)

第8条 協働会議の庶務は、民生部市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協働会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(おやべ型1%まちづくり会議設置要綱の廃止)
- 2 おやべ型1%まちづくり会議設置要綱(平成20年小矢部市告示第26号)は、廃止する。
(小矢部市協働のまちづくり推進会議設置要綱の廃止)
- 3 小矢部市協働のまちづくり推進会議設置要綱(平成21年小矢部市告示第54号)は、廃止する。
(おやべ型1%まちづくり事業補助金交付要綱の一部改正)
- 4 おやべ型1%まちづくり事業補助金交付要綱(平成20年小矢部市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「まちづくり会議」を「協働会議」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

(事業の審査)

第7条 市長は、前条に規定する書類が提出されたときは、その内容を協働会議(おやべ型協働のまちづくり会議設置要綱(平成22年小矢部市告示第32号)第1条に規定するおやべ型協働のまちづくり会議をいう。以下同じ。)の審査に付し、審査結果の報告を受けるものとする。

第8条第2項及び第10条中「まちづくり会議」を「協働会議」に改める。